

はしがき

本報告書は、平成17年度財務省委嘱調査「本邦金融機関/多国籍企業から見た円の国際化推進のための方策に関する調査」について、財団法人国際通貨研究所（IIMA）が取り纏めたものである。

円の国際化には、我が国企業・金融機関にとって、為替リスクや外貨決済リスクが軽減され、日本経済全体にとっても為替変動の影響を受けにくくなる効果が期待できる。また、国際金融センターとしての東京市場の活性化にも貢献する。さらに、アジア域内諸国のリスク分散にとっても望ましいと考えられる。こうしたことから、我が国では、従来から、貿易取引、資本取引、外国為替取引等における円の使用比率の向上を目指した様々な取組が行われ、限定的とはいえ、一定の成果が現れている。

一方、アジア域内では、域内貿易比率の上昇にみられるように、実体経済面での相互依存関係はますます強まる傾向にあり、このことは、2004年度に我が国の最大の貿易相手国が米国から中国に交代したことにも示されている。一方、金融面でもアジア域内での金融協力が進展している。アジア通貨危機の経験をも踏まえると、アジア域内で円を含めたアジア各国通貨の利用を促進することは、相互関係の深まるアジア域内の経済・金融の発展や安定に資すると考えられる。我が国が今後とも円の国際化への取り組みを着実に進めていくと同時に、アジア各国が、国内市場の整備・改善を進め、市場の利便性向上に努めていけば、アジア域内で、円を含めたアジア各国通貨の利用を促進する環境が整えられ、アジア域内の経済・金融の発展や安定に大きく貢献すると考えられる。

こうした認識の下で、円の国際化を推進するうえでは、まず第1に、円の使用に習熟し、かつ現地通貨利用のニーズを持つ本邦金融機関・多国籍企業のアジア各国での活動を支援することが不可欠である。

その現状をみると、本邦金融機関は、90年代にアジア地域で業務を広げたものの、1997～98年のアジア通貨危機後、大きく後退したが、ここに来て日本国内の不良債権問題が正常化に向かうなか、日系進出企業のみならず現地地場企業からも、幅広い活動が求められている。にもかかわらず、危機発生より8年を経た現在でも、中国を除き本格的な再展開に入りきれていない。一方、本邦多国籍企業は、生産拠点の海外シフトという観点だけでなく、急拡大する消費市場確保の観点から、活発に中国をはじめこの地域で展開を続けており、邦銀のみならず地場大手や欧米系の金融機関とも取引関係を広げてきている。

しかし、アジア各国には、外国金融機関の業務について様々な規制がある。例えば、持込資本金規制、一社当たり貸出限度規制、流動性規制、本店所在地等よりの駐在員受け入れ（ビザ発給）制限、為替管理（通貨の非国際化など）及び、海外からの取り入れ資金についての利子源泉課税などである。これらは、国によって違いはあるが、本邦金融機関の業務展開の制約要因として働く場合がある。一方、本邦多国籍企業については、業務展開に歴史があり既に東アジアに拠点網を築いている商社、総合電機メーカー、自動車大手などは、地域を統括する子会社を置き、金融取引面では、各拠点、現地法人の取引決済についてネットィングを用いるなどの工夫を行っているが、このような金融サービスを利用する過程で現地当局の規制が障害になることがある。また、地場通貨建てでの資金調達・運用の面でも、市場が未成熟であるために不満を感じることも少なくない。

こうした現状を踏まえて、第1章「中韓 ASEAN 諸国の金融規制と日系企業の業務展開」では、中国、韓国、タイ、マレーシア、フィリピン及びインドネシアの6カ国について、金融関係の規制内容を改めて把握し、それぞれ進出している日系金融機関、及び日系企業の業務展開上、どのような支障を来しているのか、これを除去するためにどのような提案を現地当局に対して行うべきか、という観点から調査を行い、その成果を記した。

第2に、円の国際化には、円をより使い易く魅力ある通貨とするために、東京市場の利便性向上が求められることは言うまでもない。第2章「東京金融市場の活性化」では、東京市場について問題点が指摘され、「円の国際化」に関連する研究会等でも様々な改善策等が提案されてきたなかで、これまで進められてきた東京金融市場のインフラ整備を踏まえたうえで、資本市場関係を中心に、調達・運用両面でどのような問題点が残っているのか、主に非居住者にとっての利便性という実務的な観点から調査を行い、その成果を記した。

第3に、円の国際化推進の方策としては、アジア域内諸国に対して、その国の事情を踏まえて、円の使用を直接的に働きかけることも、考えられる。第3章「ベトナムにおける円建て貿易金融利用に向けての促進策」では、その試みを記した。すなわち、当研究所はベトナムの中央銀行である State Bank of Vietnam (SBV) とワーキング・グループを組成のうえ、在ベトナム邦銀がベトナムの銀行に円資金を供与し、ベトナムの銀行が当該円資金をベトナムの企業に転貸することにより円建て貿易金融を提供するというスキームのもとでの具体的取引（パイロット案件）の成約実現を目指して側面支援活動を行った。本報告書作成時点においては、ベトナムの参加銀行とベトナムの輸出入業者間でのパイロット案件の成約までには至っていないが、今回の委嘱調査のもとでの活動を通して、実現一歩手

前まで漕ぎ着く過程において、今後の案件実現に期待を繋ぐ上で、ポジティブな条件や環境整備が着実に進められたものと判断される。例えば、円資金枠の確保や参加ベトナム銀行における商品開発面などにおける行内体制の整備などを指摘できよう。こうしたベトナムでの活動の内容と成果をまとめた。

本調査にあたっては、特に現地での実地調査に際し、各国の当局者、金融機関、一般企業の皆さんにご協力をいただいた。ここでは、その名前を逐一挙げないが、深く感謝申し上げる。本調査の成果が、円の国際化、及び、円を含むアジア各国通貨の利用促進の一助となれば幸いである。

なお、執筆者は以下の通りである。

第1章 中韓 ASEAN 諸国の金融規制と日系企業の業務展開

1. タイ、及び3. インドネシア (Jennifer Amyx ペンシルバニア大学政治学部助教授)
2. マレーシア、5. 中国、及び7. 総括 (糠谷英輝開発経済調査部上席研究員)
4. フィリピン、及び6. 韓国 (石黒友宏上席客員研究員)

第2章 東京金融市場の活性化 (亀井純野経済調査部研究員)

第3章 ベトナムにおける円建て貿易金融利用に向けての促進策

(武藤晴夫上席客員研究員、西村陽造経済調査部主任研究員)

平成 18 年 3 月 24 日

財団法人 国際通貨研究所